

	<p>含みます。)に違反した場合</p> <p>ホ お客さまが差押もしくは競売または滞納処分を受けた場合</p> <p>へ お客さまが破産、民事再生その他の法的整理手続の申立てを受けた場合、または自らこれらの法的倒産手続の申立てをなした場合</p> <p>(追加)</p>	<p>含みます。)に違反した場合</p> <p>ホ お客さまが差押もしくは競売または滞納処分を受けた場合</p> <p>へ お客さまが破産、民事再生その他の法的整理手続の申立てを受けた場合、または自らこれらの法的倒産手続の申立てをなした場合</p> <p><u>(2) 当社は、何らかの事由により、当社が電気供給を維持できなくなった場合には、お客さまに対する 15 日前の書面による通知をもって、供給契約を中途解約することができるものとします。</u></p>
東京	[最終改訂日： <u>令和4年3月24日</u>]	[最終改訂日： <u>令和4年8月1日</u>]
東京	<p>15 従量電灯</p> <p>(2) 3段階料金</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 契約電流が <u>30</u> アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。</p> <p>(中略)</p> <p>ハ 契約電流</p> <p>(イ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p>	<p>15 従量電灯</p> <p>(2) 3段階料金</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 契約電流が <u>10</u> アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。</p> <p>(中略)</p> <p>ハ 契約電流</p> <p>(イ) 契約電流は、<u>10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、</u>30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p>
東京	<p>42 契約の解除等</p> <p>次のいずれかに該当する場合には、当社は、供給契約を解除することができるものとし、当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済</p>	<p>42 契約の解除等</p> <p><u>(1)</u> 次のいずれかに該当する場合には、当社は、供給契約を解除することができるものとし、当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁</p>

するものとしします。

なお、この場合には、当社は、解除を行なう旨について解除を行なう 15 日前までに解除日を明示してお客さまにお知らせいたします。

ト 30（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

チ お客さまが、40（供給契約の終了）（1）による通知をされないうで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合

リ 支払期日を 40 日経過してもお客さまが料金等を支払われない場合

ヌ お客さまがこの供給約款の規定（65（反社会的勢力の排除）の規定を含みます。）に違反した場合

ル お客さまが差押もしくは競売または滞納処分を受けた場合

ヲ お客さまが破産、民事再生その他の法的整理手続の申立てを受けた場合、または自らこれらの法的倒産手続の申立てをなした場合

(追加)

済するものとしします。

なお、この場合には、当社は、解除を行なう旨について解除を行なう 15 日前までに解除日を明示してお客さまにお知らせいたします。

ト 30（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

チ お客さまが、40（供給契約の終了）（1）による通知をされないうで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合

リ 支払期日を 40 日経過してもお客さまが料金等を支払われない場合

ヌ お客さまがこの供給約款の規定（65（反社会的勢力の排除）の規定を含みます。）に違反した場合

ル お客さまが差押もしくは競売または滞納処分を受けた場合

ヲ お客さまが破産、民事再生その他の法的整理手続の申立てを受けた場合、または自らこれらの法的倒産手続の申立てをなした場合

(2) 当社は、何らかの事由により、当社が電気供給を維持できなくなった場合には、お客さまに対する 15 日前の書面による通知をもって、供給契約を中途解約することができるものとしします。

東京

【別紙】

3 3段階料金の料金

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。また、販売代理店毎に割引金額が設定される場合があります。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします（基本料金の割引がある場合は、割引後の基本料金額から半額といたします）。

契約電流 20 アンペア	572 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	858 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,144 円 00 銭

【別紙】

3 3段階料金の料金

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。また、販売代理店毎に割引金額が設定される場合があります。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします（基本料金の割引がある場合は、割引後の基本料金額から半額といたします）。

<u>契約電流 10 アンペア</u>	<u>586 円 00 銭</u>
---------------------	-------------------

	契約電流 50 アンペア	1,430 円 00 銭	<u>契約電流 15 アンペア</u> 729 円 00 銭 契約電流 20 アンペア 872 円 00 銭 契約電流 30 アンペア 1,108 円 00 銭 契約電流 40 アンペア 1,144 円 00 銭 契約電流 50 アンペア 1,430 円 00 銭 契約電流 60 アンペア 1,716 円 00 銭
	契約電流 60 アンペア	1,716 円 00 銭	

中部 [最終改訂日：令和4年3月24日] [最終改訂日：令和4年8月1日]

中部	<p>15 従量電灯</p> <p>(1) 低率割 1</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 契約電流が <u>30</u> アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。</p> <p>(中略)</p> <p>ハ 契約電流</p> <p>(イ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p>	<p>15 従量電灯</p> <p>(1) 低率割 1</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 契約電流が <u>10</u> アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。</p> <p>(中略)</p> <p>ハ 契約電流</p> <p>(イ) 契約電流は、<u>10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア</u>、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p>
----	--	---

<p>中部</p>	<p>24 料金その他の支払方法</p> <p>(1) ハ</p> <p>イまたはロによることができない特別の事情がある場合で、お客さまが当社の承諾をえてコンビニエンスストア等の収納制度を利用して払い込む方法。この場合、お客さまは当社に対して、振込票発行手数料として月額 <u>220円 (税込)</u> を請求明細書に記載の料金と共にお支払いいただきます。なお、この方法を希望される場合には、当社は、お客さまが支払いをするコンビニエンスストア等を指定します。</p>	<p>24 料金その他の支払方法</p> <p>(1) ハ</p> <p>イまたはロによることができない特別の事情がある場合で、お客さまが当社の承諾をえてコンビニエンスストア等の収納制度を利用して払い込む方法。この場合、お客さまは当社に対して、振込票発行手数料として月額 <u>550円 (税込)</u> を請求明細書に記載の料金と共にお支払いいただきます。なお、この方法を希望される場合には、当社は、お客さまが支払いをするコンビニエンスストア等を指定します。</p>																						
<p>中部</p>	<p>【別紙】</p> <p>2 定率割1の料金</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。また、販売代理店毎に割引金額が設定される場合があります。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします(基本料金の割引がある場合は、割引後の基本料金額から半額といたします)。</p> <table border="1" data-bbox="353 874 1151 1270"> <tr> <td>契約電流 30 アンペア</td> <td>558 円 00 銭～ 858 円 00 銭※</td> </tr> <tr> <td>契約電流 40 アンペア</td> <td>844 円 00 銭～ 1,144 円 00 銭※</td> </tr> <tr> <td>契約電流 50 アンペア</td> <td>1,130 円 00 銭～ 1,430 円 00 銭※</td> </tr> <tr> <td>契約電流 60 アンペア</td> <td>1,416 円 00 銭～ 1,716 円 00 銭※</td> </tr> </table> <p>※販売代理店ごとに、金額の範囲の中で設定されます。</p> <p>ロ 電力量料金</p>	契約電流 30 アンペア	558 円 00 銭～ 858 円 00 銭※	契約電流 40 アンペア	844 円 00 銭～ 1,144 円 00 銭※	契約電流 50 アンペア	1,130 円 00 銭～ 1,430 円 00 銭※	契約電流 60 アンペア	1,416 円 00 銭～ 1,716 円 00 銭※	<p>【別紙】</p> <p>2 定率割1の料金</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。また、販売代理店毎に割引金額が設定される場合があります。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします(基本料金の割引がある場合は、割引後の基本料金額から半額といたします)。</p> <table border="1" data-bbox="1310 874 2107 1420"> <tr> <td><u>契約電流 10 アンペア</u></td> <td><u>536 円 00 銭</u></td> </tr> <tr> <td><u>契約電流 15 アンペア</u></td> <td><u>679 円 00 銭</u></td> </tr> <tr> <td><u>契約電流 20 アンペア</u></td> <td><u>822 円 00 銭</u></td> </tr> <tr> <td>契約電流 30 アンペア</td> <td>558 円 00 銭～ 858 円 00 銭※</td> </tr> <tr> <td>契約電流 40 アンペア</td> <td>844 円 00 銭～ 1,144 円 00 銭※</td> </tr> <tr> <td>契約電流 50 アンペア</td> <td>1,130 円 00 銭～ 1,430 円 00 銭※</td> </tr> <tr> <td>契約電流 60 アンペア</td> <td>1,416 円 00 銭～ 1,716 円 00 銭※</td> </tr> </table> <p>※販売代理店ごとに、金額の範囲の中で設定されます。</p>	<u>契約電流 10 アンペア</u>	<u>536 円 00 銭</u>	<u>契約電流 15 アンペア</u>	<u>679 円 00 銭</u>	<u>契約電流 20 アンペア</u>	<u>822 円 00 銭</u>	契約電流 30 アンペア	558 円 00 銭～ 858 円 00 銭※	契約電流 40 アンペア	844 円 00 銭～ 1,144 円 00 銭※	契約電流 50 アンペア	1,130 円 00 銭～ 1,430 円 00 銭※	契約電流 60 アンペア	1,416 円 00 銭～ 1,716 円 00 銭※
契約電流 30 アンペア	558 円 00 銭～ 858 円 00 銭※																							
契約電流 40 アンペア	844 円 00 銭～ 1,144 円 00 銭※																							
契約電流 50 アンペア	1,130 円 00 銭～ 1,430 円 00 銭※																							
契約電流 60 アンペア	1,416 円 00 銭～ 1,716 円 00 銭※																							
<u>契約電流 10 アンペア</u>	<u>536 円 00 銭</u>																							
<u>契約電流 15 アンペア</u>	<u>679 円 00 銭</u>																							
<u>契約電流 20 アンペア</u>	<u>822 円 00 銭</u>																							
契約電流 30 アンペア	558 円 00 銭～ 858 円 00 銭※																							
契約電流 40 アンペア	844 円 00 銭～ 1,144 円 00 銭※																							
契約電流 50 アンペア	1,130 円 00 銭～ 1,430 円 00 銭※																							
契約電流 60 アンペア	1,416 円 00 銭～ 1,716 円 00 銭※																							

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	<u>20円98銭～</u> <u>21円07銭</u>
120キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワット時につき	<u>25円16銭～</u> <u>25円54銭</u>
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	<u>26円79銭～</u> <u>28円49銭</u>

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	<u>20円95銭～</u> <u>21円07銭※</u>
120キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワット時につき	<u>25円13銭～</u> <u>25円54銭※</u>
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	<u>26円76銭～</u> <u>28円49銭※</u>

※販売代理店毎に、金額の範囲の中で設定されます。

北陸 [最終改訂日：令和4年3月24日]

北陸 24 料金その他の支払方法

(1) ハ

イまたはロによることができない特別の事情がある場合で、お客さまが当社の承諾をえてコンビニエンスストア等の収納制度を利用して払い込む方法。この場合、お客さまは当社に対して、振込票発行手数料として月額220円(税込)を請求明細書に記載の料金と共にお支払いいただきます。なお、この方法を希望される場合には、当社は、お客さまが支払いをするコンビニエンスストア等を指定します。なお、この方法を希望を希望される場合には、当社は、お客さまが支払いをするコンビニエンスストア等を指定します。

北陸 42 契約の解除等

次のいずれかに該当する場合には、当社は、供給契約を解除することができるものとし、当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済するものとし、

北陸 [最終改訂日：令和4年8月1日]

北陸 24 料金その他の支払方法

(1) ハ

イまたはロによることができない特別の事情がある場合で、お客さまが当社の承諾をえてコンビニエンスストア等の収納制度を利用して払い込む方法。この場合、お客さまは当社に対して、振込票発行手数料として月額550円(税込)を請求明細書に記載の料金と共にお支払いいただきます。なお、この方法を希望される場合には、当社は、お客さまが支払いをするコンビニエンスストア等を指定します。なお、この方法を(削除)希望される場合には、当社は、お客さまが支払いをするコンビニエンスストア等を指定します。

北陸 42 契約の解除等

(1) 次のいずれかに該当する場合には、当社は、供給契約を解除することができるものとし、当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済するものとし、

なお、この場合には、当社は、解除を行なう旨について解除を行なう 15 日前までに解除日を明示してお客さまにお知らせいたします。

ワ 30（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の
定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

カ お客さまが、40（供給契約の終了）（1）による通知をされな
いで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場
合

ヨ 支払期日を 40 日経過してもお客さまが料金等を支払われない場合

タ お客さまがこの供給約款の規定（65（反社会的勢力の排除）の規定を
含みます。）に違反した場合

レ お客さまが差押もしくは競売または滞納処分を受けた場合

ソ お客さまが破産、民事再生その他の法的整理手続の申立てを受けた場
合、または自らこれらの法的倒産手続の申立てをなした場合

（追加）

なお、この場合には、当社は、解除を行なう旨について解除を行なう 15 日前までに解除日を明示してお客さまにお知らせいたします。

ワ 30（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の
定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

カ お客さまが、40（供給契約の終了）（1）による通知をされな
いで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場
合

ヨ 支払期日を 40 日経過してもお客さまが料金等を支払われない場合

タ お客さまがこの供給約款の規定（65（反社会的勢力の排除）の規定を
含みます。）に違反した場合

レ お客さまが差押もしくは競売または滞納処分を受けた場合

ソ お客さまが破産、民事再生その他の法的整理手続の申立てを受けた場
合、または自らこれらの法的倒産手続の申立てをなした場合

（2）当社は、何らかの事由により、当社が電気供給を維持できなくなった
場合には、お客さまに対する 15 日前の書面による通知をもって、供給契約
を中途解約することができるものとします。

北陸

【別紙】

2 3段階料金の料金

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。また、販売代理店毎に
割引金額が設定される場合があります。ただし、まったく電気を使用しな
い場合の基本料金は、半額といたします（基本料金の割引がある場合は、割
引後の基本料金額から半額といたします）。

契約電流 10 アンペア	<u>242 円 00 銭</u>
契約電流 15 アンペア	<u>363 円 00 銭</u>

【別紙】

2 3段階料金の料金

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。また、販売代理店毎に
割引金額が設定される場合があります。ただし、まったく電気を使用しな
い場合の基本料金は、半額といたします（基本料金の割引がある場合は、割
引後の基本料金額から半額といたします）。

契約電流 10 アンペア	<u>442 円 00 銭</u>
契約電流 15 アンペア	<u>563 円 00 銭</u>

	<p>なお、この場合には、当社は、解除を行なう旨について解除を行なう 15 日前までに解除日を明示してお客さまにお知らせいたします。</p> <p>ツ 30（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の 定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合</p> <p>ネ お客さまが、40（供給契約の終了）（1）による通知をされずに、その 需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場 合</p> <p>ナ 支払期日を 40 日経過してもお客さまが料金等を支払われない場合</p> <p>ラ お客さまがこの供給約款の規定（65（反社会的勢力の排除）の規定を 含みます。）に違反した場合</p> <p>ム お客さまが差押もしくは競売または滞納処分を受けた場合</p> <p>ウ お客さまが破産、民事再生その他の法的整理手続の申立てを受けた場 合、または自らこれらの法的倒産手続の申立てをなした場合</p> <p>（追加）</p>	<p>なお、この場合には、当社は、解除を行なう旨について解除を行なう 15 日前までに解除日を明示してお客さまにお知らせいたします。</p> <p>ツ 30（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の 定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合</p> <p>ネ お客さまが、40（供給契約の終了）（1）による通知をされずに、その 需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場 合</p> <p>ナ 支払期日を 40 日経過してもお客さまが料金等を支払われない場合</p> <p>ラ お客さまがこの供給約款の規定（65（反社会的勢力の排除）の規定を 含みます。）に違反した場合</p> <p>ム お客さまが差押もしくは競売または滞納処分を受けた場合</p> <p>ウ お客さまが破産、民事再生その他の法的整理手続の申立てを受けた場 合、または自らこれらの法的倒産手続の申立てをなした場合</p> <p><u>（2）当社は、何らかの事由により、当社が電気供給を維持できなくなった 場合には、お客さまに対する 15 日前の書面による通知をもって、供給契約 を中途解約することができるものとします。</u></p>						
<p>関西</p>	<p>【別紙】</p> <p>3 段階割 1 の料金</p> <p>イ 最低料金および電力量料金</p> <p>最低料金および電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定 いたします。</p> <table border="1" data-bbox="241 1305 1167 1404"> <tr> <td>最低料金</td> <td>1 契約につき最初の 15 キロワット時</td> <td><u>334 円 82 銭～</u></td> </tr> </table>	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時	<u>334 円 82 銭～</u>	<p>【別紙】</p> <p>3 段階割 1 の料金</p> <p>イ 最低料金および電力量料金</p> <p>最低料金および電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定 いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1198 1305 2123 1404"> <tr> <td>最低料金</td> <td>1 契約につき最初の 15 キロワット時</td> <td><u>334 円 82 銭～</u></td> </tr> </table>	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時	<u>334 円 82 銭～</u>
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時	<u>334 円 82 銭～</u>						
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時	<u>334 円 82 銭～</u>						

	で	<u>373 円 73 銭</u> ※
電力量 料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット 時までの 1 キロワット時につき	<u>20 円 27 銭</u> ～ <u>22 円 80 銭</u> ※
	120 キロワット時をこえ 300 キロワッ ト時までの 1 キロワット時につき	<u>25 円 77 銭</u> ～ <u>29 円 26 銭</u> ※
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット 時につき	<u>26 円 79 銭</u> ～ <u>33 円 32 銭</u> ※

※販売代理店毎に、金額の範囲の中で設定されます。

ロ 料金割引

イによって算定された最低料金および電力量料金（燃料費調整額は含みません。）に応じ、下記の通り割引をいたします。また、販売代理店毎に定額の割引金額が設定される場合があります。ただし、割引額がイによって算定された最低料金および電力量料金の合計金額を上回る場合、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によっ

	で	<u>441 円 01 銭</u> ※	<u>373 円</u>
電力量 料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット 時までの 1 キロワット時につき	<u>20 円 26 銭</u> ～ <u>22 円 80 銭</u> ※	<u>20 円</u> <u>22 円</u>
	120 キロワット時をこえ 300 キロワッ ト時までの 1 キロワット時につき	<u>25 円 68 銭</u> ～ <u>29 円 26 銭</u> ※	<u>25 円</u> <u>29 円</u>
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット 時につき	<u>26 円 20 銭</u> ～ <u>33 円 32 銭</u> ※	<u>26 円</u> <u>33 円</u>

※販売代理店毎に、金額の範囲の中で設定されます。

ロ 料金割引

イによって算定された最低料金および電力量料金（燃料費調整額は含みません。）に応じ、下記の通り割引をいたします。また、販売代理店毎に定額の割引金額が設定される場合があります。ただし、割引額がイによって算定された最低料金および電力量料金の合計金額を上回る場合、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によっ

て算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金のみをお支払い頂きます。

8,000 円をこえ、10,000 円までの場合	<u>5%</u>
10,000 円をこえ、12,000 円までの場合	<u>5%</u>
12,000 円をこえる場合	<u>5%</u>

※販売代理店毎に、割引率の範囲内で設定されます。

て算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金のみをお支払い頂きます。

8,000 円をこえ、10,000 円までの場合	<u>0~5%*</u>
10,000 円をこえ、12,000 円までの場合	<u>0~5%*</u>
12,000 円をこえる場合	<u>0~5%*</u>

※販売代理店毎に、割引率の範囲内で設定されます。

中国 [最終改訂日：令和4年3月24日]

中国 24 料金その他の支払方法

(1) ハ

イまたはロによることができない特別の事情がある場合で、お客さまが当社の承諾をえてコンビニエンスストア等の収納制度を利用して払い込む方法。この場合、お客さまは当社に対して、振込票発行手数料として月額 220 円 (税込) を請求明細書に記載の料金と共にお支払いいただきます。なお、この方法を希望される場合には、当社は、お客さまが支払いをするコンビニエンスストア等を指定します。なお、この方法を希望される場合には、当社は、お客さまが支払いをするコンビニエンスストア等を指定します。

中国 42 契約の解除等

次のいずれかに該当する場合には、当社は、供給契約を解除することができるものとし、当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済するものとします。

中国 [最終改訂日：令和4年8月1日]

中国 24 料金その他の支払方法

(1) ハ

イまたはロによることができない特別の事情がある場合で、お客さまが当社の承諾をえてコンビニエンスストア等の収納制度を利用して払い込む方法。この場合、お客さまは当社に対して、振込票発行手数料として月額 550 円 (税込) を請求明細書に記載の料金と共にお支払いいただきます。なお、この方法を希望される場合には、当社は、お客さまが支払いをするコンビニエンスストア等を指定します。なお、この方法を (削除) 希望される場合には、当社は、お客さまが支払いをするコンビニエンスストア等を指定します。

中国 42 契約の解除等

(1) 次のいずれかに該当する場合には、当社は、供給契約を解除することができるものとし、当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済するものとします。

	<p>なお、この場合には、当社は、解除を行なう旨について解除を行なう 15 日前までに解除日を明示してお客さまにお知らせいたします。</p> <p>キ 30（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合</p> <p>ノ お客さまが、40（供給契約の終了）（1）による通知をされずに、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかの場合</p> <p>オ 支払期日を 40 日経過してもお客さまが料金等を支払われない場合</p> <p>ク お客さまがこの供給約款の規定（65（反社会的勢力の排除）の規定を含みます。）に違反した場合</p> <p>ヤ お客さまが差押もしくは競売または滞納処分を受けた場合</p> <p>マ お客さまが破産、民事再生その他の法的整理手続の申立てを受けた場合、または自らこれらの法的倒産手続の申立てをなした場合</p> <p>（追加）</p>	<p>なお、この場合には、当社は、解除を行なう旨について解除を行なう 15 日前までに解除日を明示してお客さまにお知らせいたします。</p> <p>キ 30（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合</p> <p>ノ お客さまが、40（供給契約の終了）（1）による通知をされずに、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかの場合</p> <p>オ 支払期日を 40 日経過してもお客さまが料金等を支払われない場合</p> <p>ク お客さまがこの供給約款の規定（65（反社会的勢力の排除）の規定を含みます。）に違反した場合</p> <p>ヤ お客さまが差押もしくは競売または滞納処分を受けた場合</p> <p>マ お客さまが破産、民事再生その他の法的整理手続の申立てを受けた場合、または自らこれらの法的倒産手続の申立てをなした場合</p> <p><u>（2）当社は、何らかの事由により、当社が電気供給を維持できなくなった場合には、お客さまに対する 15 日前の書面による通知をもって、供給契約を中途解約することができるものとします。</u></p>						
中国	<p>【別紙】</p> <p>2 3段階料金の料金</p> <p>イ 最低料金および電力量料金</p> <p>最低料金および電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="241 1305 1160 1406"> <tr> <td>最低料金</td> <td>1 契約につき最初の 15 キロワット時まで</td> <td><u>137 円 37 銭</u></td> </tr> </table>	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	<u>137 円 37 銭</u>	<p>【別紙】</p> <p>2 3段階料金の料金</p> <p>イ 最低料金および電力量料金</p> <p>最低料金および電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1198 1305 2116 1406"> <tr> <td>最低料金</td> <td>1 契約につき最初の 15 キロワット時まで</td> <td><u>436 円 87 銭</u></td> </tr> </table>	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	<u>436 円 87 銭</u>
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	<u>137 円 37 銭</u>						
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	<u>436 円 87 銭</u>						

	<table border="1"> <tr> <td>電力量</td> <td>15キロワット時をこえ 120キロワット時</td> <td><u>20円79銭</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">料金</td> <td>までの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ 300キロワット</td> <td><u>27円47銭</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>時までの</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1キロワット時につき</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>300キロワット時をこえる 1キロワット</td> <td><u>29円59銭</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>時につき</td> <td></td> </tr> </table>	電力量	15キロワット時をこえ 120キロワット時	<u>20円79銭</u>	料金	までの		1キロワット時につき		120キロワット時をこえ 300キロワット	<u>27円47銭</u>		時までの			1キロワット時につき			300キロワット時をこえる 1キロワット	<u>29円59銭</u>		時につき		<table border="1"> <tr> <td>電力量</td> <td>15キロワット時をこえ 120キロワット時</td> <td><u>20円76銭</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">料金</td> <td>までの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ 300キロワット</td> <td><u>27円44銭</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>時までの</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1キロワット時につき</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>300キロワット時をこえる 1キロワット</td> <td><u>29円56銭</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>時につき</td> <td></td> </tr> </table>	電力量	15キロワット時をこえ 120キロワット時	<u>20円76銭</u>	料金	までの		1キロワット時につき		120キロワット時をこえ 300キロワット	<u>27円44銭</u>		時までの			1キロワット時につき			300キロワット時をこえる 1キロワット	<u>29円56銭</u>		時につき	
電力量	15キロワット時をこえ 120キロワット時	<u>20円79銭</u>																																												
料金	までの																																													
	1キロワット時につき																																													
	120キロワット時をこえ 300キロワット	<u>27円47銭</u>																																												
	時までの																																													
	1キロワット時につき																																													
	300キロワット時をこえる 1キロワット	<u>29円59銭</u>																																												
	時につき																																													
電力量	15キロワット時をこえ 120キロワット時	<u>20円76銭</u>																																												
料金	までの																																													
	1キロワット時につき																																													
	120キロワット時をこえ 300キロワット	<u>27円44銭</u>																																												
	時までの																																													
	1キロワット時につき																																													
	300キロワット時をこえる 1キロワット	<u>29円56銭</u>																																												
	時につき																																													
四国	[最終改訂日： <u>令和4年3月24日</u>]	[最終改訂日： <u>令和4年8月1日</u>]																																												
四国	<p>24 料金その他の支払方法</p> <p>(1) ハ</p> <p>イまたはロによることができない特別の事情がある場合で、お客さまが当社の承諾をえてコンビニエンスストア等の収納制度を利用して払い込む方法。この場合、お客さまは当社に対して、振込票発行手数料として月額<u>220円(税込)</u>を請求明細書に記載の料金と共にお支払いいただきます。なお、この方法を希望される場合には、当社は、お客さまが支払いをするコンビニエンスストア等を指定します。</p>	<p>24 料金その他の支払方法</p> <p>(1) ハ</p> <p>イまたはロによることができない特別の事情がある場合で、お客さまが当社の承諾をえてコンビニエンスストア等の収納制度を利用して払い込む方法。この場合、お客さまは当社に対して、振込票発行手数料として月額<u>550円(税込)</u>を請求明細書に記載の料金と共にお支払いいただきます。なお、この方法を希望される場合には、当社は、お客さまが支払いをするコンビニエンスストア等を指定します。</p>																																												
四国	42 契約の解除等	42 契約の解除等																																												

	<p>次のいずれかに該当する場合には、当社は、供給契約を解除することができるものとし、当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済するものとします。</p> <p>なお、この場合には、当社は、解除を行なう旨について解除を行なう 15 日前までに解除日を明示してお客さまにお知らせいたします。</p> <p>ケ 30（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合</p> <p>フ お客さまが、40（供給契約の終了）（1）による通知をされずに、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかの場合</p> <p>コ 支払期日を 40 日経過してもお客さまが料金等を支払わない場合</p> <p>エ お客さまがこの供給約款の規定（65（反社会的勢力の排除）の規定を含みます。）に違反した場合</p> <p>テ お客さまが差押もしくは競売または滞納処分を受けた場合</p> <p>ア お客さまが破産、民事再生その他の法的整理手続の申立てを受けた場合、または自らこれらの法的倒産手続の申立てをなした場合</p> <p>（追加）</p>	<p><u>（1）</u> 次のいずれかに該当する場合には、当社は、供給契約を解除することができるものとし、当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済するものとします。</p> <p>なお、この場合には、当社は、解除を行なう旨について解除を行なう 15 日前までに解除日を明示してお客さまにお知らせいたします。</p> <p>ケ 30（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合</p> <p>フ お客さまが、40（供給契約の終了）（1）による通知をされずに、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかの場合</p> <p>コ 支払期日を 40 日経過してもお客さまが料金等を支払わない場合</p> <p>エ お客さまがこの供給約款の規定（65（反社会的勢力の排除）の規定を含みます。）に違反した場合</p> <p>テ お客さまが差押もしくは競売または滞納処分を受けた場合</p> <p>ア お客さまが破産、民事再生その他の法的整理手続の申立てを受けた場合、または自らこれらの法的倒産手続の申立てをなした場合</p> <p><u>（2）当社は、何らかの事由により、当社が電気供給を維持できなくなった場合には、お客さまに対する 15 日前の書面による通知をもって、供給契約を中途解約することができるものとします。</u></p>
<p>四国</p>	<p>【別表】</p> <p>2 燃料費調整</p> <p>(2) 基準単価</p> <p>ロ 従量制供給の場合</p> <p>(イ)従量電灯 A</p>	<p>【別表】</p> <p>2 燃料費調整</p> <p>(2) 基準単価</p> <p>ロ 従量制供給の場合</p> <p>(イ)従量電灯 A</p>

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の <u>15</u> キロワット時まで	2円15銭4厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	19銭6厘

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の <u>11</u> キロワット時まで	2円15銭4厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	19銭6厘

四国

【別紙】

2 3段階料金の料金

イ 最低料金および電力量料金

最低料金および電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	<u>211円40銭</u>
電力量料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの 1キロワット時につき	20円37銭

【別紙】

2 3段階料金の料金

イ 最低料金および電力量料金

最低料金および電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	<u>511円40銭</u>
電力量料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの 1キロワット時につき	20円37銭

サ 30（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の
 定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
 キ お客さまが、40（供給契約の終了）（1）による通知をされずに、そ
 の需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場
 合
 ユ 支払期日を40日経過してもお客さまが料金等を支払わない場合
 メ お客さまがこの供給約款の規定（65（反社会的勢力の排除）の規定を
 含みます。）に違反した場合
 ミ お客さまが差押もしくは競売または滞納処分を受けた場合
 シ お客さまが破産、民事再生その他の法的整理手続の申立てを受けた場
 合、または自らこれらの法的倒産手続の申立てをなした場合
 （追加）

サ 30（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の
 定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
 キ お客さまが、40（供給契約の終了）（1）による通知をされずに、そ
 の需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場
 合
 ユ 支払期日を40日経過してもお客さまが料金等を支払わない場合
 メ お客さまがこの供給約款の規定（65（反社会的勢力の排除）の規定を
 含みます。）に違反した場合
 ミ お客さまが差押もしくは競売または滞納処分を受けた場合
 シ お客さまが破産、民事再生その他の法的整理手続の申立てを受けた場
 合、または自らこれらの法的倒産手続の申立てをなした場合
（2）当社は、何らかの事由により、当社が電気供給を維持できなくなった
 場合には、お客さまに対する15日前の書面による通知をもって、供給契約
 を中途解約することができるものとします。

九州

【別紙】

2 3段階料金の料金

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。また、販売代理店毎に
 割引金額が設定される場合があります。ただし、まったく電気を使用しな
 い場合の基本料金は、半額といたします（基本料金の割引がある場合は、割
 引後の基本料金額から半額といたします）。

契約電流 10 アンペア	<u>297 円 00 銭</u>
契約電流 15 アンペア	<u>445 円 50 銭</u>
契約電流 20 アンペア	<u>594 円 00 銭</u>

【別紙】

2 3段階料金の料金

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。また、販売代理店毎に
 割引金額が設定される場合があります。ただし、まったく電気を使用しな
 い場合の基本料金は、半額といたします（基本料金の割引がある場合は、割
 引後の基本料金額から半額といたします）。

契約電流 10 アンペア	<u>597 円 00 銭</u>
契約電流 15 アンペア	<u>745 円 50 銭</u>
契約電流 20 アンペア	<u>894 円 00 銭</u>

	契約電流 30 アンペア	<u>741 円 00 銭</u>		契約電流 30 アンペア	<u>1,041 円 00 銭</u>
	契約電流 40 アンペア	<u>1,038 円 00 銭</u>		契約電流 40 アンペア	<u>1,138 円 00 銭</u>
	契約電流 50 アンペア	<u>1,335 円 00 銭</u>		契約電流 50 アンペア	<u>1,435 円 00 銭</u>
	契約電流 60 アンペア	<u>1,632 円 00 銭</u>		契約電流 60 アンペア	<u>1,732 円 00 銭</u>